

III 研究ノート III

東アジアにおける中国の覇権的領土主義

澤 喜司郎

はじめに

21世紀には「イデオロギーをめぐる大規模な戦争は起きないが、狭い領土や地下資源をめぐる戦いは簡単に起きるだろう」(シュミット元西独首相)といわれ、「これからの資源をめぐる戦いに、紛れもなく関わってくるのが中国である」(日高義樹『アメリカ軍が日本からいなくなる』PHP研究書, 2004年, 228頁)ことは間違いない。

いま、その「中国では、国民一人が1日あたり1リットルの石油しか使っていない。アメリカ人の16分の1である。中国の総消費量は1日あたり五百数十万バレルで、日本とほぼ同じだ。だが、生活水準が上がり、生産性が向上し、人民元が強くなるとともに中国が膨大な石油を求めるようになるのは確実である。中国が経済活動で得た資金で石油を買い、需要のすべてを満たすことは可能である。だが…中国が経済の拡大で手にする成果のほとんどが石油に消えてしまうことになる。そうした事態を避けるために中国が、アングロサクソンやオランダがやってきたように、世界各地の石油資源を軍事力で確保しようとする可能性は十分ある。…中国は南シナ海の島々に対する所有権を主張したり、日本の尖閣諸島はもともと中国のものと言い張っているが、これは地下資源を考えてのことである。中国が武力を使って占領することはないといいきれんだろうか」(同上, 228-9頁)との懸念もある。

また、わが国の『防衛白書』(平成15年版)は「中国は、近年、海洋における活動範囲を拡大する動きを見せており、ASEAN諸国などと領有権につい

て争いのある南沙・西沙群島における活動拠点を強化している。また、法制面でも、1992年にわが国固有の領土である尖閣諸島のほか、南沙・西沙群島などを中国領と明記した領海法を施行し、1997年に領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した国防法を制定するなどの整備を行っている」と指摘し、中国の「領海法」第14条が「中国の領海および接続水域に許可なく入ってくる外国の軍艦を排除し追跡する権限を、中国軍の艦艇および航空機に与えると明記していることは、領海法の最も重要な項目であり、それ故領海法を制定した目的がここにあることを示唆している」（平松茂雄『中国の海洋戦略』勁草書房、1995年）といわれている。

そこで、本稿では1990年代以降における中国の軍事態勢と東アジアでの中国の覇権的領土主義の現状を概観するとともに若干の考察を試みることにする。なお、本稿では防衛庁編『防衛白書』、外務省編『外交青書』、海上保安庁編『海上保安白書』及び『海上保安レポート』の各年版を主たる資料としていることを予めお断りしておく。

I 中国の軍事態勢と南沙群島問題

(1) 中国の軍事態勢

経済建設のための改革開放路線を推進している中国は、1993年3月の憲法改正において「社会主義市場経済体制」への移行を明記し、現在の中国は「富強」、「民主」、「文明」の社会主義国を建設することを目標に経済建設を最重要課題として改革・開放路線を推進しており、その前提となる国内外の安定的な環境を維持するために内政の安定と団結、特に社会的安定を重視するとともに、対外的には先進諸国との関係改善や周辺諸国との良好な協力関係の維持促進などを基本としつつも（『防衛白書』平成15年版）、国防面では「国防の強化は国家の安全と近代化建設の重要な保障である」（李鵬首相報告、1998年3月）、「国家の安全を守るため、国防近代化建設を強化し、積極防御の軍事戦略方針を貫徹する」（朱鎔基首相報告、1999年3月）として国防力の

近代化・強化を図っているのである¹⁾。

その中国における軍事態勢と軍事力を概観すれば、中国は1989年5月の中ソ首脳会談や1990年4月の李鵬首相の訪ソ、「中ソ国境地帯の兵力削減と信頼醸成措置の指導原則に関する協定」の調印などを通じて中ソ間の関係改善の動きをみせていたものの、当時には長い国境線を挟んだソ連との軍事的対峙を継続し、依然としてソ連を主たる軍事的脅威と認識し、強大な火力と機動力を有するソ連軍に対抗するために、従来のゲリラ戦主体の「人民戦争」戦略²⁾から各軍・兵種の協同運用による統合作戦能力と即応能力を重視する正規戦主体の戦略への移行を図っていた(『国防白書』平成元年版、平成2年版)。また、中国は1991年の「湾岸戦争における米国などの高性能兵器の有効性を目の当たりにして…国防科学技術や装備の近代化などの重要性を特に強調しており、《量から質》への転換を図ろう」(『防衛白書』平成4年版)とし、現在では「ハイテク条件下の局地戦に勝利するための軍事作戦能力の向上を図る方針がとられている」(『防衛白書』平成15年版)のである。

つまり、中国は従来には世界的規模の戦争生起の可能性があると的情勢認識にもとづいて大規模全面戦争への対処を重視し、「人民戦争」戦略を採用していたが、「世界的規模の戦争は長期にわたり生起しないとの新たな情勢認識に立って、80年代前半から領土・領海をめぐる紛争などの局地戦への対処に重点を置くようになった」(同上)のである。

他方、中国は1990年現在において「核戦力については、抑止力を確保すると同時に、国際社会における発言権を獲得する観点から、1950年代半ばごろから独自の開発努力を続け…ソ連欧州部や米国本土を射程に収めるICBMを

1) 1991年3月の全国人民代表大会で軍備の近代化の重要性が強調され、1993年3月の同大会では国防の近代化の積極的な推進、1996年3月の同大会では国防力の近代化・強化の必要性が強調された。

2) ゲリラ戦主体の「人民戦争」戦略とは毛沢東が確立した軍事戦略であり、それは広大な国土を利用して敵を自己の領域内に誘い込み、膨大な人口を利用して敵を包囲し、持久戦に持ち込み、ゲリラ戦などにより敵の消耗を図った上で自己の戦力が優勢となれば攻勢に移り、敵の殲滅を図るというもので、劣勢の人民軍が優勢な敵の正規軍に勝利するための戦略である(『防衛白書』平成15年版)。

保有するほか、ソ連極東地域やアジア地域を射程に収めるIRBM(中距離弾道ミサイル)とMRBM(準中距離弾道ミサイル)を合計100基以上、中距離爆撃機(TU-16)を約120機保有している。また、SLBMの開発も進められており、SSBNからの水中発射実験にも成功している。さらに、戦術核も保有しているとみられ、核戦力の充実と多様化に努めている」(『防衛白書』平成2年版)ばかりか、1993年～1996年には国際社会の中止要請にもかかわらず地下核実験を実施し³⁾、それは「核搭載ミサイルの長射程化・多弾頭化などの核戦力の近代化・多様化に必要となる核弾頭の小型化・軽量化などを目的としていると考えられる」(『防衛白書』平成8年版)といわれていた。

そして現在、中国は「国際情勢について、世界の多極化と経済のグローバル化が一層進み全般的に緩和に向かっており、アジア太平洋地域情勢も全般的に安定を保っていると認識している。一方で世界には覇権主義や強権政治が依然として存在し、アジア太平洋地域では安全に影響を及ぼすマイナス要因が新たに増えてきているとしており、日米安保体制の強化や、弾道ミサイル防衛(BMD)日米共同技術研究に対して、特に台湾問題との関連で警戒感を示している」(『防衛白書』平成14年版)といわれている⁴⁾。このような情

3) インドが1998年5月の核実験実施の理由の一つとして「中国の脅威」を揚げたことに対して、中国はインドを厳しく批判する声明を発表した。

4) 日本政府は、2003年12月19日の安全保障会議と閣議で、弾道ミサイル防衛(BMD)システムを導入することを決定し、それは大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下で技術的にBMDシステムの実現可能性が高くなったことや専守防衛の理念に合致すると判断したものである。この決定を受けて、福田官房長官は閣議後の談話で「BMDシステムは弾道ミサイル攻撃に対し、国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ他に代替手段のない唯一の手段として専守防衛の理念に合致する。したがって、周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではない」し、また他国を標的としたミサイルを撃ち落した場合、集団的自衛権の行使を禁じた政府の憲法解釈との問題が指摘されてきたが、集団的自衛権との関係では「あくまでもわが国を防衛することを目的とするものであって、わが国自身の主体的判断に基づく運用、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じない」と発表した。そして、その後開かれた記者会見では福田官房長官は「あくまで自衛手段で、他国を侵害するものではない。飛翔距離からしても明白だ」とする一方で、「特定の国を指しているものではないが、脅威があることに対して、なるべく早く整備するのは当然」、

勢認識のもとで、また「国際情勢の変化に対応し、国家の安全と主権領土を保全」(『防衛白書』平成15年版)するために「中国は、軍事的手段で主権と安全を守る能力を強めなければならないとしており、《新しい時期における積極的防御》を軍事戦略方針としている」のであり、それは「相手から攻撃されなければ自ら攻撃をすることはないが、万一攻撃を受けた時には積極的な反撃に出るという戦略的考え方」(『防衛白書』平成14年版)に基づくもので、さらに「核政策については、中国が少量の核兵器を保有するのはまったく自衛のためであるとし、他国が中国に核攻撃を行ったならば中国の報復的な核反撃を受けることになる」としている。なお、中国の核戦力は、中央軍事委員会が直接指揮する」(『防衛白書』平成15年版)としているのである⁵⁾。

(2) 南沙群島における領土問題と中国

南沙群島は南シナ海の中央、ベトナム沖500km、中国海南島の南方1,000kmに位置し、約100の小島及び珊瑚礁からなり、同群島周辺には海底油田や天然ガス等の海底資源が存在するとみられるほか、豊富な漁業資源にも恵まれ、また海上交通の要衝でもある。この南沙群島については、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイがその一部又は全部の領有権を主張しており、このうちブルネイ以外の国々はそれぞれの標識の設置や人員

「守るべき手段をもつのは当然ではないか」と述べ、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の脅威に対応する必要を示唆した(「ロイター」2003年12月19日14時26分更新)。

これに対して、中国の国営通信・新華社電は「日本はこのところ、朝鮮(北朝鮮)の核開発・ミサイル問題を理由に、自国が朝鮮の脅威にさらされているという世論をつくり出し、朝鮮のミサイルに対処するためミサイル迎撃能力を向上させなければならないと吹聴している」と指摘し、警戒感を示したと伝えられている(「時事通信」2003年12月19日17時2分更新)。

5) 核戦力が中央軍事委員会によって直接指揮されることに関しては、以下のことに留意する必要がある。1993年3月に江沢民総書記が中央軍事委員会主席に再選されるとともに国家主席にも就任したが、2002年11月に党・国家・軍の指導部が交代し、13年間にわたり総書記を務めた江沢民に代わり、胡錦濤前国家副主席が総書記に就任するとともに2003年3月には国家主席の座も引き継いだものの、江沢民は中央軍事委員会主席に留任し、その政治的影響力を残すことになったのである。

の配置等により同群島の一部を実行支配している。

南沙群島の領有権をめぐることは、1988年3月に中国が南沙群島赤瓜礁に観測所を建設したことから中越海軍の武力衝突が起き⁶⁾、一時緊張が高まったが、その後には大きな武力衝突は起きていない。しかし、中国は西沙群島の永興島に飛行場を建設するとともに南沙群島でも活動拠点を強化し、1992年2月には南沙群島及び西沙群島などを中国領と明記した海洋法を公布・発効させ、同年10月の中国共産党第14回大会では「軍の今後の使命として国の領土、領空、領海の主権及び海洋権益の防衛」(江沢民総書記報告)を明確にした。そのため、関係国が反発したことはいうまでもないが、1995年2月に中国が南沙群島の通称ミスチーフ礁(フィリピンのパラワン島沖)に建造物を構築したため、これを契機に関係国などの緊張が高まったのである⁷⁾。また、中国は1997年3月に国防の基本法として制定した国防法において領土、領海、領空の安全と防衛と並んで海洋権益の擁護を明記し、同年後半から1998年前半にかけてミスチーフ礁に構築した建造物の拡充工事を行ったため、とりわ

6) 南沙群島紛争とは別に、1974年には南ベトナムと中国の間で西沙群島紛争(西沙群島の領有をめぐる紛争)が勃発し、それは「中国は海軍の艦艇および航空機を派遣して当時ヴェトナムの支配下にあった西沙群島を軍事的に占領したが、その目的の一つは資源にあった」(平松茂雄『中国の海洋戦略』勁草書房、1995年)といわれている。また、1979年には中越紛争(ベトナムのカンボジアへの軍事介入に反対する中国とベトナムの紛争)も勃発している。

7) ミスチーフ礁での中国による建造物の構築問題について、「中国軍が漁民避難施設と称する軍事施設を建設したことを、フィリピンでは1995年2月8日に大統領が発表している。中国の狙いは、この地域で将来有望な油田、天然ガスが発掘された場合に備え、まず既成事実を積み重ね、最終的に2国間交渉に持ち込んで共同開発を目指すことにあり、むき出しな軍事攻勢をかけたわけではないということかもしれないが、これは東南アジアの地域の安全保障に極めて重要な意味を持つ事件であった。カンボジア紛争後は、この海域での紛争が最大の問題の一つになるであろうことは誰もが予想していたわけで、そのための警告も中国に出していたが、にもかかわらず中国が攻勢に出てきた。しかも、中国がこの問題の最大の敵としているベトナムではなくて、フィリピンを狙った」(片山裕「ポスト冷戦のASEAN安全保障枠組みの前提」『GISPRIニューズレター』1996年4月号)といわれ、またミスチーフ礁での中国による建造物の構築は1992年11月の在フィリピン米軍の撤退の後であるということにも留意しなければならない。なお、この問題については1995年8月に中比次官級会議において「領土問題棚上げ、武力不行使、航行の自由の尊重などの行動原則」が合意された。

け中比間での緊張が一層高まったのである⁸⁾。

中国や台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイが南沙群島の一部又は全部の領有権を主張し、その一部を実行支配するなど南沙群島の領有権をめぐる紛争や対立が顕在化している中で、1991年には領有権の棚上げによる関係国の相互協力を模索するインドネシアの呼びかけにより非公式協議が開催され、1992年7月にはASEAN外相会議において南シナ海における領土主権をめぐる紛争について武力不行使及び平和的手段による解決の原則と関係当事者の自制を明記した「南シナ海に関するASEAN宣言」が採択された。また、1993年7月のASEAN外相会議においても同宣言を支持することが再確認され、1995年8月の第2回ASEAN地域フォーラムにおいても南沙群島を含む南シナ海情勢について取り上げられ、当事国が「南シナ海に関するASEAN宣言」などを遵守することを求めた議長声明が採択され、同年12月の第5回ASEAN首脳会議で採択された「バンコク・サミット宣言」においても同問題の平和的な解決を求めることが確認されたのである⁹⁾。

他方、1992年12月の中越首脳会談で南沙群島問題を平和的手段により解決

8) 外務省資料「最近のフィリピン情勢と日・フィリピン関係」(平成15年11月4日)は「1999年には監視行動をしていた比軍警備艇が係争海域内で操業中の中国漁船を拿捕するため接触し、漁船が沈没するという事件が続発した」とし、またフィリピンは1999年にマレーシアが南沙群島に新たな建造物を構築しているとして抗議を行っている。さらに、2000年4月には中国軍の機関紙「解放軍報」において「南沙群島におけるヘリポート建設などが伝えられている」(『防衛白書』平成13年版)。

9) 第3回ASEAN地域フォーラム(1996年)及び第4回ASEAN地域フォーラム(1997年)では南沙群島問題の平和的解決を図る各国の努力を歓迎する旨の議長声明が採択された。

また、1998年12月の「ハノイ宣言」は「われわれは、南シナ海における紛争を1982年の海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に従って、及び1992年の南シナ海に関するASEAN宣言の精神に則って、平和的手段によって解決するための努力を進めるものとする。われわれは、関係国すべてに対して、抑止力を行使し、東南アジア及び太平洋地域の平和、安全保障及び安定にとって有害となる行動をとることを控えるように求める」と明記し、「ハノイ行動計画」(「ASEANビジョン2020」実現のための最初の行動計画)は「地域の平和と安全保障の強化」の中で「1982年の国連海洋法条約を含む国際法に従って平和的手段により南シナ海における領有権問題を解決する努力を促進」、「南シナ海における信頼醸成措置を推進する努力の継続」、「南シナ海に関するASEAN宣言への署名を慫慂」、「南シナ海における地域的行動規範を確立する努力を促進」を明記していた。

することが合意され、1993年10月には中越両国が「国境・領土問題の解決に関する基本原則の合意書」に署名したように、中国は南沙群島問題については従来から二国間交渉を主張してきたが、1997年12月のASEAN・中国非公式首脳会議では「ASEAN・中国は友好的協議・交渉による解決に合意する」旨の共同声明を発表した。それは、中国が「ASEAN諸国が引き続き《一つの中国》政策を採り続けるとの約束を取り付ける」（『防衛白書』平成11年版）ためであるといわれており、そのため中国は関係各国に対しては平和的解決に向けた話合いに応じる動きも見せているが、現実には「自国の建造物を拡充し、関係各国の勢力拡大の動向に反対するとの態度を表明している」（『防衛白書』平成12年版）のであり、上述のように、中国がミスチーフ礁に構築した建造物の拡充工事を行ったのは「ASEAN・中国は友好的協議・交渉による解決に合意する」旨の共同声明を採択した後のことであったのである。

一方、ASEAN諸国は新たな礁の占拠禁止などを内容とする「南シナ海の地域行動規範」草案を取りまとめ、同草案は1999年11月のASEAN・中国事務レベル協議において提案され、策定に向けた作業部会が2000年に開催され協議されたが、細部についての意見の隔たりが大きく、いまだ合意に至らず協議が継続されている。また、2002年11月の中国とASEANの首脳会議で領有権問題の平和的解決に向けた「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」が採択され署名されたが、同宣言は南シナ海の問題解決における大まかな原則を明記したに過ぎず、そのためより具体的な行動を定め、強い法的拘束力をもつ「南シナ海の地域行動規範」の策定作業が継続されている。

しかしながら、中国の非協調的かつ独善的な行動に象徴されるように、「関係国間の問題解決に対する基本的姿勢が必ずしも一致しておらず、依然として各国の利害は対立している」（『防衛白書』平成14年版）のが現状である。

II 日中関係と領土問題

(1) 尖閣諸島問題と中国

中国は「1992年にわが国固有の領土である尖閣諸島のほか、南沙・西沙群島などを中国領と明記した領海法を施行し、1997年に領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した国防法を制定するなどの整備を行っている」と、わが国の『防衛白書』(平成15年版)は記しているが、まず尖閣諸島問題に関するわが国(外務省)の見解を紹介しておく。

外務省の「尖閣諸島の領有権についての基本見解」(1972年3月8日)は「尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものです。同諸島は爾来歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成しており、1895年5月発効の下関条約第2条に基づきわが国が清国より割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていません。従って、サン・フランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第2条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第3条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1971年6月17日署名の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(沖縄返還協定)によりわが国に施政権が返還された地域の中に含まれています。以上の事実は、わが国の領土としての尖閣諸島の地位を何よりも明瞭に示すものです」としている¹⁰⁾。

また、1968年に米国、日本、台湾、韓国の海洋専門家等が国連アジア極東経済委員会の協力を得て東シナ海一帯の海底学術調査を行った結果、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたため、外務省が「中華人民共和国政府の場合も台湾当局の場合も1970年後半東シナ海大陸棚

10) 一方、「日本の尖閣諸島領有は国際法的にも無効である」(井上清『「尖閣」列島一釣島諸島の史的解明』現代評論社、1972年)とするものもある。

の石油開発の動きが表面化するに及びはじめて尖閣諸島の領有権を問題とするに至った」とするように、1971年以降には中国や台湾が同諸島の領有権を主張し始めたが¹¹⁾、外務省は「従来中華人民共和国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点はいずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえません」としている¹²⁾。なお、ここでは尖閣諸島の領有権問題には触

11) 中華民国政府外交部声明(1971年6月11日)は「魚釣台列嶼に関して、中華民国政府は米国の魚釣台列嶼を琉球群島と一括して移管する意向の声明に対し、特に驚いている。同列嶼は台湾省に付属して、中華民国領土の一部を構成しているものであり、地理位置、地質構造、歴史連携ならびに台湾省住民の長期にわたる継続的使用の理由に基づき、すでに中華民国と密接につながっており、中華民国政府は領土保全の神聖な義務に基づき、いかなる状況下になっても、絶対に微小領土の主権を放棄することはできない」としている。

また、中華人民共和国政府外交部声明(1971年12月30日)は「中華人民共和国外交部は、おごそかに次のように声明するものである。釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などは台湾の付属島嶼である。これらの島嶼は台湾と同様、昔から中国領土の不可分の一部である。米日両国政府が沖縄《返還》協定のなかで、わが国の釣魚島などの島嶼を《返還区域》に組み入れることは、まったく不法なものであり、それは、釣魚島などの島嶼にたいする中華人民共和国の領土の主権をいささかも変えうるものではないのである」としていた。

その他、中国や台湾(中華民国)による尖閣諸島の領有権に関する主張には、台湾当局省議会の釣魚台列嶼主権維持の臨時決議(1970年9月30日)、釣魚台列嶼の主権に関する台湾当局外交部声明(1971年4月20日)、釣魚台列嶼の主権に関する台湾当局外交部声明(1971年6月11日)、釣魚台列嶼は台湾省宜蘭県に属するとの台湾当局教育部令(1972年1月10日)、釣魚台列嶼の主権に関する台湾当局外交部声明(1972年5月9日)、釣魚台列嶼の主権に関する台湾当局外交部声明(1972年6月17日)、釣魚島主権問題に関する日中友好協会訪中団との小平中国副総理の発言(1974年10月3日)、釣魚島問題に関する小平中国副総理の日本人記者への発言(1978年10月25日)、釣魚島問題に対する中央顧問委員会第三回全体会議における小平中国副総理の発言(1984年10月22日)、等がある。

12) 1970年8月31日の琉球政府立法院の米政府あて決議「尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議」は「尖閣列島の石油資源が最近とみに世界の注目をあび、県民がその開発に大きな期待をよせているやさき、中華民国政府がアメリカ合衆国のガルフ社に対し、鉦業権を与え、さらに、尖閣列島の領有権までも主張しているとの報道に県民はおどろいている。元来、尖閣列島は、八重山石垣市宇登野城の行政区域に属しており、戦前、同市在住の古賀商店が伐木事業及び漁業を営んでいた島であって、同島の領土権について疑問の余地はない。よって、琉球政府立法院は、中華民国の誤った主張に抗議し、その主張を止めさせる措置を早急にとってもらようよう院議をもって要請する。右決議する」

れず、1990年代以降の尖閣諸島の領有権等をめぐるわが国と中国をはじめ近隣諸国の動きについて概観することとする¹³⁾。

中国は、上述のように、1992年に尖閣諸島のほか南沙・西沙群島などを中国領と明記した領海法を施行したが、わが国では1996年7月に国連海洋法条約がわが国について効力を生じたことに伴い、1977年に制定された「領海法」及び「漁業水域に関する暫定措置法」に代わり、1996年7月から「領海及び接続水域に関する法律」、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」が施行された。そして、排他的経済水域とは領海に接続する水域であって基線から200海里までをいい、この水域では①天然資源の開発等に係る主権的権利、②人工島、設備・構築物の設置・利用に係る管轄権、③海洋の科学的調査に係る管轄権、④海洋環境の保護及び保全に係る管轄権、の主権的権利が認められているのである。

このため、わが国による「排他的経済水域の設定に伴う漁業活動への影響」としている。

また、日本政府あて決議「尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議」は「琉球政府立法院は、1970年8月31日別紙のとおり『尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議』を採択した。本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要請が実現されるよう、アメリカ合衆国及び中華民国に対し強力に折衝を行なうよう強く要請する。右決議する」としている。なお、琉球政府声明は1970年9月17日であった。『日本外交主要文書・年表(2)』、琉球立法院事務局「会議録」、東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室データベース「世界と日本」。

13) なお、これまでも尖閣諸島周辺海域では多数の台湾漁船や中国漁船の操業が認められ、またわが国における不法入国事犯については「平成に入り、従来の韓国人を中心としたものから中国人を中心としたものに変化しており、上陸地点は日本全国に及んでいる。中国人による不法入国事犯は、1990年に初めて中国漁船を仕立てた集団密航が発生し、また、貨物船の船内に潜伏してくる密航も集団化した。1992年頃からは、中国漁船に加え、台湾漁船や第三国の貨物船を仕立てた集団密航も出現して増加傾向をたどり、特に1996年から1997年にかけては、これらの形態による集団密航が急増した。1998年に入ると、従来の中国漁船等を仕立てた集団密航が減少し、貨物船の船内に隠し部屋を設けて潜伏してくる集団密航及び韓国沖合海域において中国船から韓国漁船に乗り換え日本海側に上陸する集団密航が増加するなど、ますます悪質化・巧妙化・広域化している」(『海上保安白書』平成10年版)と指摘され、これらも日中関係を損なう一つの大きな要因ではあるが、ここでは扱わないこととし、この問題についてはいずれ稿を改めて論じたい。

を不満とし、また、尖閣諸島北小島に日本の団体が灯台の用に供する構造物を設置したことに対する抗議として、台湾・香港等で《保釣活動》と呼ばれる領有権主張の活動が活発になった」(『海上保安白書』平成9年版)ばかりか、1997年には中国は上述のように領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した国防法を制定し、台湾は1999年に尖閣諸島を含んだ領海基線を公告したのである¹⁴⁾。

そして、尖閣諸島をめぐる日中間の直接的かつ具体的な問題は、中国が1990年代後半から日中中間線を越え、わが国領海を含む周辺海域において海洋調査船による海洋科学調査とみられる活動を行うようになったことであり、これについては次節において概観することにした¹⁵⁾。

14) なお、新華社電によると、2003年12月26日から28日にかけて尖閣諸島(中国名・釣魚島)を中国領として「防衛」するよう主張する世界各地の中国系活動家が「全世界華人保釣(釣魚島防衛)フォーラム」を開催し、中国、台湾、香港、北米などから30人以上が参加した。同フォーラムは「日本政府が釣魚島をかすめ取った」ことを非難する「保釣宣言」を採択し、また同フォーラムが中国で公然と開かれ、公式メディアが報じていることから同国政府の支持を受けているとみられる(「時事通信」2003年12月30日1時1分更新)と伝えられている。

また、尖閣諸島の日本領有に反対する中国の民間団体「中国民間保釣联合会」など中国の活動家グループ約20人を乗せた抗議船2隻が2004年1月15日に尖閣諸島の一つである魚釣島西22kmの日本領海に入ったため、第11管区海上保安本部は巡視船艇10隻と航空機で警戒し、不法侵入にあたるとして抗議船に退去を警告し、抗議船に高圧放水砲を発射した。新華社電によると、抗議船の船室窓ガラスを放水が直撃し、少なくとも1人が両手や顔を負傷し、帰港した活動家グループの幹部は「日本の軍艦の攻撃を受けて2人が負傷し、上陸後に治療を受けた」と語ったと伝えられている(「共同」「毎日新聞」2004年1月18日0時17分更新)。

15) 『沖縄タイムス』(2002年9月24日朝刊)によれば、台湾の李登輝前総統が沖縄タイムスとのインタビューで「尖閣諸島の領土は、沖縄に所属しており、結局日本の領土である」と断言し、そのうえで中国の主張には「根拠がない。国際法的にみて、何に依拠するのかが明確でない」と述べ、これに対して同国の最大野党である国民党の李全教・立法委員(国会議員)は「台湾人なら釣魚島の主権を堅持すべきだ」と反発し、第2野党の親民党も「台湾の主権を簡単に人に渡すとは常軌を逸している」と批判し、与党の民進党側は当初は沈黙を守っていたが、野党側の批判を受けて外交部(外務省)は2002年9月25日に「釣魚島が台湾の主権に属することは妥協の余地がない」とする声明を発表した(「読売新聞」2002年9月25日21時17分更新)。

(2) 海洋調査船問題と日中関係

わが国の周辺海域では、海洋開発に対する各国の関心の高まりや海底資源開発技術の進歩等を背景として、外国による海洋調査活動が確認されており、特に中国は東シナ海等において海洋調査船等により海底資源調査活動等を頻繁に行っている¹⁶⁾。しかし、わが国は「海洋法に関する国際連合条約」等に基づき、わが国の同意がない限りわが国の大陸棚及び排他的経済水域において外国が海底資源調査等を行うことを認めないこととしているものの¹⁷⁾、東シナ海等における中国海洋調査船の調査活動に対しては、これを規制する国内法がないのが実情である(『海上保安白書』平成12年版, 『海上保安レポート』2001)。

また「中国はこれまで、わが国と大陸棚及び排他的経済水域の境界線が確定していないこと等から、我が国の排他的経済水域において、我が国の同意なく調査活動等を行っている」(『海上保安レポート』2001)ばかりか、2000年5月と7月には中国の海軍艦艇が日本周辺で情報収集と見られる活動を実施したため、日本国内では中国に対する厳しい見方が広がったのである。このため、2000年8月の日中外相会談において「日中間の懸案事項」(『外交青書』平成13年版)であるこの問題について日本側より「わが国の事前の同意のない中国海洋調査船の活動の自制」を求め、この結果「中国側より海軍艦艇の活動につき少なくとも当面は自制すると受けとれる説明」とともに、海洋調査船問題については日中両国は海洋調査活動の相互事前通報の枠組み作りで

16) 例えば、『海上保安白書』(平成12年版)は1998年には16隻の中国海洋調査船が確認され、うち14隻にケーブルの曳航、観測機器の投入、反復航走などの特異な行動が認められ、なかには尖閣諸島の領海内に侵入して調査活動を行った事案も発生していると報告している。

17) 「海洋法に関する国際連合条約」では排他的経済水域は200海里までとなっているが、地形や地質的条件を満足する場合には排他的経済水域を超えて大陸棚を設定することができ、大陸棚であることが認められれば海底及び海底下の資源に対して主権的権利を行使できるとされている。また、200海里を超える大陸棚の認定は「国連の大陸棚の限界に関する委員会」において行われるが、その委員会に対して科学的根拠を示すことでわが国周辺海域では現行で認められる範囲よりさらに広い範囲の大陸棚が認められる可能性もあると『海上保安レポート』(2001)は記している。

一致し(外務省「河野大臣の中国訪問(概要と成果)」平成12年9月1日), 2001年2月に日中間において東シナ海における相手国の近海(領海を除く)で海洋の科学的調査を行う場合は, 相互に事前通報を行うことを内容とする「海洋調査活動の相互事前通報の枠組み」が成立し, 運用が開始されたのである¹⁸⁾。

しかし, 2001年には海上保安庁は海洋科学的調査を行っている11隻の中国海洋調査船を確認し, このうち5隻は事前通報がない, 若しくは事前通報と合致しない調査活動を行っていたと報告している(『海上保安レポート』2002)ように, 同枠組に基づく通報に違反する(つまり同枠組に基づく通報がない, または通報と異なる)中国の海洋調査船による活動が見られたため, 2001年7月の日中外相会談, 2002年9月及び2003年6月の日中外相会談並びに2002年11月の日中海洋法協議などにおいて「本枠組に合致しない中国の海洋調査船の動きについて中国側の枠組遵守を強く求め, 中国側よりは, 中国は本枠組を重視しており, 引き続き堅持したい旨の説明がなされた」(『防衛白書』平成15年版)と伝えられているが¹⁹⁾, そもそも「海洋調査活動の相互事前通報の

18) 「海洋調査活動の相互事前通報の枠組み」は, (1)通報の対象水域, (2)事前通報の時期, (3)通報事項を取り決め, その内容は(1)通報の対象水域については「東海(東シナ海を指す・筆者)における相手国の近海(領海を除く)」で, 中国側は「日本側が関心を有する水域である日本国の近海」, 日本側は「中華人民共和国の近海」であり, (2)事前通報の時期については「外交ルートを通じ, 調査開始予定の少なくとも二カ月前までに口上書により通報する」とされ, (3)通報事項については「①海洋の科学的調査を実施する機関の名称, 使用船舶の名称・種類, 責任者, ②当該調査の概要(目的, 内容, 方法および使用器材), ③当該調査の期間および区域」である。また, このほか「本件枠組みの円滑な運用及び個別調査活動に伴う問題の処理のため日中双方で協議を行う」こと, 「本件枠組みに基づく通報は2001年2月14日より行う」こと, 「本件枠組みのあり方については運用の実績を踏まえ, 必要に応じ, 日中双方で協議を行う」こと, 「本件相互事前通報の枠組み及びこの枠組みの下で行われる双方のやりとりは, 海洋法に関する諸問題についてのいずれの一方の側の立場に影響を与えるものとみなしてはならない」ことが決められている(平松茂雄「中国の事前通報による東シナ海海洋調査活動」『東亜』2001年10月号)。

19) 『外交青書』(平成14年版)は「この枠組みは基本的に有効に機能してきているが, 一部の中国海洋調査船が枠組みに合致しない行動をとったことから, 日本から中国に対し申し入れを行った。この問題については, 2001年7月にハノイで行われた日中外相会談において, 田中外務大臣から提起し, 唐家璇外交部長から, 中国としても相互事前通報の枠組みを重視しており, 引き続きこの枠組みを堅持したいとの意向が示された」としている。また, 2003年6月にプノンペンで行われた日中外相会談で川口外相が「本枠組みは,

枠組み」には「海洋の科学的調査」とは何かについて特に問題となっている「資源探査」と「科学調査」の違いについて具体的に何も説明していないばかりか、東シナ海の排他的経済水域および大陸棚の境界線画定が行われていない状態の下で、わが国が「主権的権利」を有する海域における中国の「科学的調査」を「事前通報」を前提に「合法的」と認めてしまったことに重大な問題がある(平松茂雄「中国の事前通報による東シナ海海洋調査活動」『東亜』2001年10月号)といわれているのである。

他方、1998年以降にはわが国の近海において「情報収集活動や海洋調査活動を行っていると考えられる海軍艦艇」の航行も活発となり²⁰⁾、「2000年5月には、海軍の砕氷艦兼情報収集艦がわが国を周回し、その間、対馬海峡及び津軽海峡では反復行動を行っていたことが確認され、同艦は航行中に機器を海中に投入し、アンテナを回転させるなどしており、情報収集活動や海洋調査活動を行っていた可能性がある。また、同年7月にはミサイル観測支援艦兼情報収集艦がわが国の浜松沖から対馬沖を航行し、紀伊半島沖を航行中にアンテナを回転させたり反復行動を行っていたことから、同艦も情報収集活動を行っていた可能性がある」(『防衛白書』平成14年版)と報告されている。このため、こうした「中国海軍情報収集艦の日本近海での活動については、2000年8月及び2001年7月の日中外相会談において日中間の友好関係を損なうものであると中国側に伝え、12月に行われた日中海洋法協議においても日本

海洋の科学的調査活動の透明性を高め、相互の信頼関係を高めていく上で重要。本枠組みの遵守と円滑な運用のために努力することが重要」としたのに対して、李肇星外交部長は「本枠組みは透明性を高めるとの観点から極めて重要であり、川口大臣の御発言に賛成する」と答えている(外務省「プノンペンにおける日中外相会談(概要)」平成16年6月17日)。

20) 例えば、海上自衛隊が視認した航行は1998年には2隻であったが、1999年は27隻、2000年は15隻、2001年は8隻であり、何らかの訓練を行っていたと考えられるものがある。1999年5月には尖閣諸島の近海で初めて13隻という規模で航行したことが確認され、同年7月には10隻の航行が確認された。2000年3月には奄美諸島北西の海上で5隻、4月には沖縄本島北西の海上で4隻、6月には五島列島北西の海上で3隻の航行が確認され、2001年2月には沖縄本島北西の海上で初めて揚陸艦4隻を含む6隻の航行が確認されている(『防衛白書』平成12年版、平成13年版、平成14年版)。

側より同様の主張を行い、中国側より、日本側の関心に留意している旨の説明がなされた」(『防衛白書』平成13年版、平成14年版)と伝えられている。

しかし、2002年7月には「ヤンライ級の測量艦が福江島西南西の海上で停止し、観測機材を投入して海洋観測らしき作業を実施しているのが確認され、同9月にはミサイル観測支援艦兼情報収集艦が沖縄本島の東岸から西岸沖を時計回りに周回したのが確認され、さらに11月にはハイシン級哨戒艇2隻が奄美大島西北西を航行したのが確認されている」(『防衛白書』平成15年版)のであり、中国は日中外相会談や日中海洋法協議において中国側に伝えられた「日中間の友好関係を損なうものである」というわが国の意向を無視して、「何らかの訓練と思われる活動や情報収集活動、海洋調査活動」を続けているのである。

Ⅲ 海峡危機と東北プロジェクト問題

(1) 中台関係と海峡危機

1990年代中頃には、中台関係は貿易・投資の増進、文化・科学技術の交流などを通じて経済関係及び人的交流が深まり、2001年1月には「小三通」(中国本土と金門・馬祖島間に限った通信、通商、通行における直接交流)が実施され、中国は2002年の全人代政府活動報告で早急に直接の「三通」を実現するとしていた。また、台湾は2001年に対中経済政策を従来の抑制的な「戒急用忍」政策から「積極開放・有効管理」政策に転換し²¹⁾、さらに中国と台湾がWTOにそれぞれ2001年12月、2002年1月に加盟するとともに、2003年春節(旧正月)には香港またはマカオに一度着陸することを条件に中台間を結ぶチャーター便が実現したことから、今後、

21) 中台間の経済関係の深化に伴い、台湾は中国経済との一体化が急速に進むことを警戒し、1996年に「戒急用忍」(急がず忍耐強く)政策を採用して対中投資を規制したが、2001年11月に台湾企業の一件当たりの対中投資額の上限を撤廃し、審査方式を効率化するなど「戒急用忍」政策から有効な管理の下で積極的に投資を認める「積極開放・有効管理」政策に変更した。

中台間の経済面での相互依存がさらに進むと予想されている。

しかし、政治・外交分野では中国は従来から「台湾は中国の一部であり、台湾問題は中国の内政問題であるとの原則を堅持しており、また、従来から平和的な統一を目指すものの、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立をねらう動きに対しては、武力行使を放棄していないことを度々表明」（『防衛白書』平成8年版）するとともに、台湾が国際社会において地位向上を目指す動きを示していることに対しては「極めて警戒的」（同上）であると評している。こうした中で、1995年1月に江沢民総書記により台湾統一問題に関する8項目の提案がなされ、これに対して同年4月には李登輝総統より6項目の提案がなされたことは、双方の基本的立場には隔たりがあることを改めて示すことになったばかりか、同年6月に李登輝総統が訪米したことに対して中国は「強い反発」を示すとともに、同年7月以降には中国は台湾付近における軍事演習を連続して実施し、1996年3月には台湾初の総統直接選挙の前から直後にかけて台湾近海において地対地ミサイル発射訓練、海空軍の実弾演習、陸海空統合演習を連続して実施した。そのため、これに対して米国が2個空母機動部隊を派遣するなどの対応をとったため、台湾海峡において一時緊張が高まったのである。

また、1999年7月に李登輝総統が中台関係を「特殊な国と国との関係」（二国論）と表現したことに対して、中国は一つの中国の原則を否定し国家分裂を促すとして強い反発を示し、2000年2月には「一つの中国の原則と台湾問題」（台湾白書）を公表し、その中で台湾当局が交渉による兩岸統一問題の平和的解決を無期限に拒否するなら武力行使を含むあらゆる可能な断固たる措置をとる旨を明言したため、台湾の反発と米国の懸念を招いたのである。

他方、陳水扁総統は「台湾独立」を綱領としてきた民主進歩党から立候補したものの、2000年5月の就任演説においては中国が武力行使を行わない限り独立宣言をせず、「中華民国」という名を変更せず、「二国論」を憲法に盛り込まず、統一か独立かを問う住民投票を行わないことなどを発表した。また、2000年末に陳総統は「中台は経済と文化の統合から徐々に信頼を築き、

永久平和政治の枠組みを追求しよう」と発言し、中国も最近では中台間の対等性に配慮する姿勢を示している。例えば「大陸部と台湾はともに一つの中国に属する」と度々表明したり²²⁾、従来中国が主張していた「中華人民共和国が全中国を代表する唯一の合法政府である」という考え方を台湾に対しては「一つの中国」論で言及しないこととし、中台が中央と地方の立場ではなく、平等の立場で協議を行うとしている。

このように、中国は台湾に対して柔軟な姿勢を示しつつも、台湾が交渉による兩岸統一問題の平和的解決を無期限に拒否する場合には武力行使の可能性もあり得ることを表明し続け、「一つの中国」の問題については中台間の議論の前提であることを台湾に認めるよう要求し、2001年に中国軍は台湾海峡対岸の福建省東山島付近で台湾への上陸作戦を想定し、各軍が参加した軍事演習を行ったが、これは「武力行使を辞さずとの中国の姿勢を改めて示す意図もあったと考えられる」(『防衛白書』平成14年版)といわれている²³⁾。

一方、台湾は陳総統がこの問題について中台双方が共同で未来の「一つの中国」の問題を解決していきたいとの意向を表明したが、「一つの中国」は議論の前提ではなく、議題の一つとして取り上げるとして同原則を受け入れておらず、また2002年8月に陳総統が「一辺一国」(台湾と中国は別々の国)と発言し、「台湾の現状を変更するには住民投票の立法化を考えるべきだ」と述べたことに中国は強い反発を示すなど、中台間には基本的立場になお大きな隔たりが存在しているのは事実である²⁴⁾。

22) 中国は、2002年の全人代政府活動報告において初めて「大陸部と台湾はいずれも一つの中国に属し」と、中台の対等性に配慮した表現を用いた(『防衛白書』平成14年版)。

23) 中国ではこれまで弾道ミサイルは第二砲兵に配備されていたが、1997年に南京軍区に短距離弾道ミサイルを配備した「陸軍ミサイル第1旅団」が新編され、これは地上戦における縦深打撃力の向上を図るとともに「台湾に対する武力行使の際に中心的な役割を担うとみられる南京軍区に短距離弾道ミサイルの部隊を配備することで、作戦上の機動性や即応性を高めることを狙いとしていると考えられる」(『防衛白書』平成14年版)といわれている。

24) 2003年11月27日に台湾立法院は住民投票法案を可決した。同法案には、台湾の独立や名称変更などについて住民投票を実施できるとした部分はないが、中国から攻撃を受けた場合に台湾住民の主権にかかわる住民投票を実施することや、憲法改正を認める投票

(2) 東北プロジェクト問題と中国

中国と韓国は1992年に国交を樹立し、2002年11月に国交樹立10周年を記念して訪中した韓国の盧泰愚・元大統領と会談した江沢民主席は「現在、中韓関係は全面的な協力という新段階に向かって進んでいる」と語り²⁵⁾、また2003年7月に中国を公式訪問した盧武鉉大統領と会談した胡錦濤国家主席は中韓関係の進め方について「①ハイレベル交流を強化し、各部門、各層の対話と交流を拡大する、②経済貿易、科学技術、通信、エネルギー、金融など各分野の互惠協力を深め、年間貿易額1,000億ドルを5年以内に達成する、③文化、教育、報道、青少年の各分野の交流・協力を拡大する、④地域や国際問題での協調・連携を強化し、地域および世界の平和・発展を促進する、⑤両国間の交流で問題が生じた場合は早期かつ適切に処理し、中韓友好の大局をともに守る」との提案を行い、盧大統領はこれに全面的に賛同する考えを

を可能とする条項が盛り込まれている。この法案をめぐって中国はかねてより強く反発し、住民投票を制限なくできる法案が可決されれば「強い反応を示す方針」を表明していた(「ロイター」2003年11月28日7時34分更新)。この問題については、いずれ稿を改めて論じたい。

25) 『毎日新聞』2002年12月23日付東京朝刊。そして、2000年10月に韓国を訪問した朱鎔基総理は、ソウルでの韓国経済団体主催の昼食会において「全面的協力に向かう中韓関係」と題する演説を行い、その中で中韓経済協力が両国の協力関係の重要な一部であるとの認識を示し、「国交樹立以来この8年で、両国の経済貿易関係は急速に発展し、双方に利益をもたらした。両国の良好な経済情勢と発展の前途は、両国の経済協力に有利な条件を与えている。現在、世界情勢は大きく変化し、情報技術をはじめとする現代科学技術は日進月歩の発展を遂げている。また世界の多極化と経済のグローバル化も絶えず進展し、両国は新たなチャンスと課題に直面している。協力を促していくことが双方にとってさらに重要になってきている」と述べ、①各分野における中韓の協力を促進する、②経済協力を積極的に拡大していく、③双方は地域経済協力での協調を強化する、④協力の過程で発生する問題について速やかに対処する、の4点を提案した(『人民日報日文版』2000年10月19日付)と伝えられている。

また、韓国の金大中大統領は21世紀における韓中関係について「中国は韓国の隣国であり、巨大な市場をもつ貴重な経済パートナーである。中国の隣国であることは幸せなことだ。21世紀は競争と提携の世紀であり、中国市場の潜在力はとてつもなく大きい。このことは、韓国経済の発展を支えるものであり、私たちは中国をよいパートナーであると考えている。中国は、韓国の第3の貿易相手国であり、第2の投資対象国でもある。中国経済は世界貿易機関(WTO)加盟後に、さらなる発展が期待されており、韓国との提携もさらに活発化するであろう」と述べた(『人民網日本語版』2001年4月3日付)と伝えられている。

表明し、「韓国は北京会談を高く評価しており、中国側の努力に感謝するとともに、このプロセスが継続できるよう望んでいる」と述べたと伝えられている²⁶⁾。

また、1992年の国交樹立以降、中韓の軍事交流は漸進的なものであったが、2000年1月には中国の国防部長が初めて訪韓し、2001年12月には韓国の国防部長官が訪中するなど軍高官の相互交流を拡大することなどでの合意や、2002年5月の中国艦艇による韓国訪問の初めての実現など、近年になって軍事交流の進展がみられ、「韓国と中国との関係は政治経済のみならず安全保障の分野でも拡大しつつある」（『防衛白書』平成15年版）といわれている。

このような中で、両国間で持ち上がったのが東北プロジェクト問題である²⁷⁾。東北プロジェクトとは、2002年3月に中国政府直属の研究機関である社会科学院が始動させたプロジェクトで、それは東北三省(遼寧、吉林、黒竜江)とともに遺跡の発掘、保存整備を推進し、さらに中朝、中露関係史などを見直すというものであるが、同プロジェクトに対して韓国では反発が強まっているのである。

というのは、中国紙『光明日報』が2003年に掲載した論文「試論・高句麗史研究の諸問題」が現在の北朝鮮と中国東北部、韓国の一部を支配した古代王朝「高句麗」(紀元前37-668年)を「中国内の少数民族政権とし、①隋、唐が高句麗と戦った目的は国家統一、②高麗(918-1392年)王朝は高句麗の後継者ではなく、3世紀前後に朝鮮半島を支配した三韓(馬韓、弁韓、辰韓)の後継政権、③朝鮮(1392-1910年)王朝は古代中国の一部をなした箕子朝鮮の国号を《盗用》した」などとし、中国では従来は427年の中国東北部の国内城(現・集安)から平壤への遷都までを中国史としていたが、同論文では遷都以後の半島北部の歴史も中国史に取り込む意図があると韓国ではみられているからである。

26) 『人民網日本語版』2003年7月8日付。

27) 本稿での東北プロジェクト問題に関する記述は、『読売新聞』2004年1月14日付朝刊に拠っている。

そのため、韓国の歴史学会は「論文の主張通りなら、韓国史は新羅、百済の領地だった漢江以南の地域に限定され、期間も約2000年に過ぎなくなる」とし、「高句麗史を一方的に中国史に帰属させる覇権主義の歴史観だ」と危機感を強め、2003年12月には韓国古代史学会など17の関係団体が「高句麗史歪曲対策委員会」を発足させたほか、市民団体は抗議の百万人署名運動を開始した。また、韓国外交通商省は2003年12月から2004年1月初旬にかけて在北京韓国大使館を通じて中国側に「韓中両国関係に否定的な影響を及ぼす」との憂慮を数回にわたり伝えたが、中国側がこれに対して「学術問題であり、政府が介入して政治問題化するのは望ましくない」との立場を示しているといわれている。

そして、この問題については「韓国では、中国は将来的な北朝鮮の体制崩壊と南北統一を見据え、東北部の朝鮮族の動揺を防ぎ、戦略的に北朝鮮地域まで介入できる根拠を探っていると見る向きが多い」といわれている。というのは、北朝鮮の体制崩壊と南北統一により北朝鮮が保有するあらゆる核能力を韓国が継承することを中国は決して望まないからであり、また体制崩壊後の米軍による北朝鮮軍事管理に対して「反対するのが中国とロシアである。特に中国は国境地帯までアメリカ軍が展開することになれば、中国に対するスパイ活動を始めるのではないか」という強い疑惑を持つに違いない。…したがって中国とロシアの懸念に対してアメリカは、おそらく中国、ロシアとの三国による北朝鮮軍事管理という提案を行うだろう」（日高義樹『アメリカは北朝鮮を核攻撃する』徳間書房、2003年）といわれているからであろう。

おわりに

第二次世界大戦後において中国が関与した武力紛争には、『防衛白書』（平成15年版）によれば、国共内戦(1945-49年)、朝鮮戦争(1950-53年)、金門・馬祖砲撃(1954-78年)、チベット反乱(1959年)、中印国境紛争(1959-62年)、中ソ国境紛争(1969年)、西沙群島紛争(1974年)、中越紛争(1979年)、南沙群

島紛争(1988年)などがあげられ、これらの多くは領土問題に関連したものである。

また、「広大な国土に多民族を抱える中国は力で独立を抑えようとしている」(池上彰『世界情勢の地図帳』講談社, 2003年)といわれ、その独立運動の拠点がチベットと新疆ウイグル自治区である。現在のチベット自治区はチベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世のもとで1912年以降には事実上の独立国であったが、1950年10月に人民解放軍が「中国の一部であるチベットの人民を、遅れた封建制度から解放する」を理由に進駐し、これはチベットからすれば「中国軍の侵略」であるため、1959年3月に反乱(チベット反乱)が起きたが、この反乱は人民解放軍によって武力制圧された。そのため、ダライ・ラマは難民10万人とともにインドに亡命し、インド国内のダラムサラに亡命政権を樹立した。そして、ダライ・ラマは「独立は求めず、真の自治を求める」という方針、つまり「中国からの分離・独立は現実的ではなく、外交と防衛を中国が行い、政治はチベット住民が行う」という「チベット自治連邦構想」を発表した(安部直文『よくわかる世界の紛争大図解』第3巻, 汐文社, 2003年)が、中国政府は対話を拒否したばかりか、2001年11月には「チベットの近代化と発展」白書を発表し、ダライ・ラマ集団が分裂活動を行っているとは非難しているのである(『防衛白書』平成15年版)。

他方、現在の新疆ウイグル自治区では、もともとはトルコ系イスラム教徒のウイグル族による「東トルキスタン共和国」という国家が一時的に存在していたが、1955年に中国が支配する自治領になり、現在では自治区として限られた自治権が与えられているだけで、これに不満を持つ住民も多く、イスラム教徒の独自国家樹立を目指す武装組織「東トルキスタン・イスラム運動」の活動が活発であり、爆弾テロ事件も相次いでいる(池上彰『世界情勢の地図帳』講談社, 2003年)。そのため、中国は2002年1月に東トルキスタンのテロ活動に関する報告書を発表し、新疆ウイグル自治区の独立を目指す国内外の勢力をテロ組織として取り締まると強調するとともに、同年8月には武装組織「東トルキスタン・イスラム運動」などを国連安保理による国際テロ組

織のリストに掲載したのであった(『防衛白書』平成15年版)。

このように、中国国内で独立問題が顕在化しているチベットや新疆ウイグル自治区の問題ばかりか、南沙群島問題、尖閣諸島問題や海洋調査船問題、台湾問題や東北プロジェクト問題などから、中国はその軍事力を背景に覇権的領土主義にもとづく主権領土の保全と拡大を狙っていると考えられるが、ニクソン米大統領の国家安全保障補佐官や国務長官を務めたキッシンジャー博士の「中国はこれからも経済を拡大し続け、その開発の結果が中国分裂につながるのではないか」との予想(日高義樹『アメリカ軍が日本からいなくなる』前掲、78頁)は、非常に興味深いものである。

以上、本稿では1990年代以降における中国の軍事態勢と東アジアでの中国の覇権的領土主義の現状について概観するとともに若干の考察を試みたが、残されている問題も多く、それらの問題についてはいずれ稿を改めて論ずることにしたい。

【脱稿：2004年1月29日】